

木城町告示第13号

平成23年第3回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成23年4月27日

木城町長 田口 晃史

1 期 日 平成23年5月2日（月）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

後藤 和実君

堀田 廣幸君

原 博君

税田 輝房君

神野 源生君

山田 秋吉君

宮崎 勝正君

中竹 義一君

中村 一也君

甲斐 政治君

○応招しなかった議員

平成23年 第3回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

平成23年5月2日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成23年5月2日 午前9時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加議事日程(第1号)の追加1

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 特別委員会の設置及び付託

日程第8 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

日程第10 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

日程第11 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

日程第12 町長あいさつ

日程第13 議案第26号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

日程第14 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第15 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて(平成22年度木城町一般会計補正予算 第11号)

日程第16 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて(平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号)

日程第17 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて(平成22年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号)

日程第18 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて(平成22年度木城町下水道事業特

別会計補正予算 第4号)

- 日程第19 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）
- 日程第20 議案第33号 工事請負変更契約について
- 日程第21 議案第34号 監査委員の選任について
- 日程第22 委員会付託の省略
- 日程第23 議案に対する質疑
- 日程第24 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙

追加議事日程（第1号）の追加1

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 特別委員会の設置及び付託
- 日程第8 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出
- 日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙
- 日程第10 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第12 町長あいさつ
- 日程第13 議案第26号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町一般会計補正予算 第11号）
- 日程第16 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町国民健康保険

事業特別会計補正予算 第5号)

- 日程第17 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて (平成22年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第18 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて (平成22年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号)
- 日程第19 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて (平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号)
- 日程第20 議案第33号 工事請負変更契約について
- 日程第21 議案第34号 監査委員の選任について
- 日程第22 委員会付託の省略
- 日程第23 議案に対する質疑
- 日程第24 各委員会の閉会中の調査

出席議員 (10名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 後藤 和実君 | 2番 堀田 廣幸君 |
| 3番 原 博君 | 5番 税田 輝房君 |
| 6番 神野 源生君 | 7番 山田 秋吉君 |
| 8番 宮崎 勝正君 | 9番 中竹 義一君 |
| 10番 中村 一也君 | 11番 甲斐 政治君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 横田 学君 議事調査係長 平野 大輔君
書記 眞崎 哲子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------|------|--------|
| 町長 | 田口 晃史君 | 教育長 | 小野 順章君 |
| 総務課長 | 半渡 英俊君 | 財政課長 | 中竹 憲俊君 |
| 会計管理者 | 加藤 伸一君 | 企画課長 | 間古田辰郎君 |

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 環境整備課長 | 田中 義彦君 | 教育課長 | 橋本未知男君 |
| 税務課長 | 中村 宏規君 | 福祉保健課長 | 石井 雄二君 |
| 産業振興課長 | 長友 英親君 | | |

午前9時00分開会

○事務局長（横田 学君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ちご案内をいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。今一度、ご確認ください。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

議会事務局長の横田学でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

神野源生議員が年長でありますので、ご紹介いたします。神野源生議員は議長席をお願いいたします。

○臨時議長（神野 源生） ただいま紹介されました神野源生です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく願いいたします。

このたびの木城町議会議員選挙におきまして、お互い当選の榮譽を担って議席を得たところでございます。

初対面の方もおられますので、議員の皆様の標柱番号1番から順に自席から自己紹介をお願いいたします。

○議員（1番 後藤 和実君） 1番議員の後藤です。一向瀬地区で酪農をやっています。今後とも、何らかわからないかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議員（2番 堀田 廣幸君） 2番、出店北堀田廣幸です。新人でございます。よろしく願いいたします。

○議員（3番 原 博君） 3番に上がりました、田神出身の原です。お願いします。

○議員（5番 税田 輝房君） 私、今度2期目でございます。税田輝房でございます。よろしく願いいたします。

○議員（7番 山田 秋吉君） 今期で4期目になりますが、執行部の皆さんには本当長い間いろいろお世話になりましたけど、また4年間いろんなことでお世話になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議員（8番 宮崎 勝正君） 出店北の宮崎でございます。5期目でございます。よろしく願

いたします。

○議員（9番 中竹 義一君） 中竹義一、6期目であります。議員とほかに児湯地区の保護司の会長を引き受けております。よろしくお願いいたします。

○議員（10番 中村 一也君） もと議員をしておりました中村一也でございます。よろしくお願いいたします。趣味は焼酎のほうでございます。

○議員（11番 甲斐 政治君） 出店南出身の甲斐政治です。どうか、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（神野 源生） ありがとうございます。

続いて、執行部の皆様は町長から順にお願いいたします。

○町長（田口 晃史君） このたびの選挙で当選をさせていただきました田口です。どうぞ、よろしくお願いいたします申し上げます。

○総務課長（半渡 英俊君） 総務課長の半渡です。よろしくお願いいたします。

○産業振興課長（長友 英親君） 産業振興課、2年目になります。たくさんのこれから振興していきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻かつ、また一緒にやっていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○財政課長（中竹 憲俊君） 財政課長の中竹です。4年目になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○企画課長（間吉田辰郎君） 企画課長の間吉田です。同じく4年目になります。よろしくお願いいたします。

○環境整備課長（田中 義彦君） 環境整備課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（小野 順章君） 教育長の小野です。よろしくお願いいたします。

○教育課長（橋本未知男君） 教育課長の橋本です。4年目になります。よろしくお願いいたします。

○福祉保健課長（石井 雄二君） 福祉保健課長です。2年目になります。石井です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（加藤 伸一君） 会計管理者兼会計課長の加藤です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（中村 宏規君） 税務課長の中村です。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（神野 源生） ありがとうございます。

それでは、ただいまから平成23年第3回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付した議事日程第1号のとおりであります。

これからしばらくは、議会の構成等に係る議事を進めますので、執行部の皆様は一部事務組合議会議員の選挙が終了するまで退場をお願いいたします。入場いただくときは、あらかじめご案

内いたします。

ここでしばらく休憩といたします。

午前9時07分休憩

.....
午前9時08分再開

○臨時議長（神野 源生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（神野 源生） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2. 議長の選挙

○臨時議長（神野 源生） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（神野 源生） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（神野 源生） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、甲斐政治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました甲斐政治君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（神野 源生） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました甲斐政治君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました甲斐政治君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました甲斐政治君をご紹介します。登壇の上、ごあいさつをお願いいたし

ます。甲斐政治君。

○議員（11番 甲斐 政治君） 皆様には、ご推挙を賜りまして、まことにありがとうございます。今ただ、重責で身が引き締まる思いがしております。これから、10人一丸となって、心を一つにして様々な課題に取り組めるよう努めてまいりたいと思います。どうか、皆様方のご支援、またご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（神野 源生） あいさつが終わりました。

承諾されたものと認めます。

以上で、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

甲斐政治議長は議長席にお着き願います。

ここでしばらく休憩といたします。

午前9時13分休憩

.....
午前9時14分再開

○議長（甲斐 政治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの議事日程については、追加議事日程第1号の追加1として、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

お諮りいたします。追加議事日程第1号の追加1については、本案のとおりいたすことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号の追加1は、本案のとおり決定いたしました。

日程第1. 議席の指定

○議長（甲斐 政治君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、1番、後藤和実君、2番、堀田廣幸君、3番、原博君、5番、税田輝房君、6番、神野源生君、7番、山田秋吉君、8番、宮崎勝正君、9番、中竹義一君、10番、中村一也君、11番、甲斐政治君、以上のとおり指定いたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、1番、後藤和実君、2番、堀田廣幸君を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○議長（甲斐 政治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月2日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日5月2日の1日間に決定いたしました。

日程第4. 副議長の選挙

○議長（甲斐 政治君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に原博君を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました原博君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました原博君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました原博君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました原博君をご紹介します。登壇の上、ごあいさつをお願いします。

○議員（3番 原 博君） 副議長に選任されました原博です。公正公平な行政運営を実行するための議会改革をやっていきたいと思っております。そのためには、議長の補佐を一生懸命頑

張りますので、皆様のご支援をよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政治君） あいさつが終わりました。

承諾されたものと認めます。

日程第5. 常任委員の選任

○議長（甲斐 政治君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に堀田廣幸君、山田秋吉君、宮崎勝正君、中竹義一君、甲斐政治君の5名を、産業建設常任委員に後藤和実君、原博君、税田輝房君、神野源生君、中村一也君の5名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、各常任委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩いたします。

午前9時20分休憩

.....
午前9時20分再開

○議長（甲斐 政治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長に山田秋吉君、副委員長に堀田廣幸君、産業建設常任委員会委員長に税田輝房君、副委員長に後藤和実君が互選されました。

日程第6. 議会運営委員の選任

○議長（甲斐 政治君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、堀田廣幸君、税田輝房君、神野源生君、山田秋吉君、宮崎勝正君の5名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、議会運営委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩いたします。

午前9時21分休憩

午前9時21分再開

○議長（甲斐 政治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に宮崎勝正君、副委員長に神野源生君が互選されました。

日程第7. 特別委員会の設置及び付託

○議長（甲斐 政治君） 日程第7、特別委員会の設置及び付託を議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第5条の規定によって、議会広報編集に関する調査については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、議会広報編集に関する調査については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、後藤和実君、堀田廣幸君、原博君、中竹義一君の4名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、議会広報編集特別委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、ここでしばらく休憩いたします。

午前9時23分休憩

午前9時23分再開

○議長（甲斐 政治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報

告いたします。

委員長に中竹義一君、副委員長に原博君が互選されました。

日程第8. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（甲斐 政治君） 日程第8、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を行います。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組合規約第5条の規定により、関係町の議会の議長及び関係町の議会において選出した議員1名となっております。したがって、本町議会からは議長のほかに1名を選出することになります。

お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、選出の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に山田秋吉君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山田秋吉君を宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、宮崎県東児湯消防組合議会議員には、議長のほかに山田秋吉君を選出することに決定いたしました。

ただいま宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出されました山田秋吉君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第9. 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治君） 日程第9、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を行います。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合規約第5条及び第6条の規定により、関係町の議会において議員の中から3名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に、原博君、山田秋吉君、中竹義一君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました原博君、山田秋吉君、中竹義一君を高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました原博君、山田秋吉君、中竹義一君が高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました原博君、山田秋吉君、中竹義一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第10. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治君） 日程第10、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合規約第5条の規定により、関係市町村の議会において議員の中から2名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に、山田秋吉君と甲斐政治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山田秋吉君と甲斐政治君を西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました山田秋吉君と甲斐政治君が西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました山田秋吉君と甲斐政治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

日程第11. 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治君） 日程第11、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により、関係町の議会において議員のうちから1名を選挙する及び関係町の長または副町長のうちから1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に、甲斐政治君及び町長の田口晃史君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました甲斐政治君、町長の田口晃史君を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました甲斐政治君、町長の田口晃史君が、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選されました甲斐政治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

ここで、執行部の入場を求めますので、しばらく休憩いたします。

なお、9時50分より再開することにいたします。

午前9時33分休憩

.....

午前9時48分再開

○議長（甲斐 政治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の皆様には大変お待たせをいたしました。

先ほど議長選挙によりまして新しく議長になりました甲斐政治です。執行部の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議員の皆様のご推挙をいただき、議長の大役を担うことになりました。どうか、よろしく願いいたします。

今、議会に対する厳しい指摘がありますが、真摯に受けとめ見直すとともに、議会議員に与えられた権限をしっかりと果たし、町民の皆様に見える議会議員を目指して取り組んでいきたいと思っております。執行部におかれましても、二元代表制の原理に基づき議会、執行部が、それぞれが共通の目的とする住民の福祉に向け、それぞれが審議を尽くしてその目的が達成できますよう、ご協力をお願い申し上げます。大変措辞ではありますが、あいさつといたします。

新しい議会構成は、お手許に配付いたしました議会構成表のとおりです。

なお、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙において、町長または副町長のうちから選挙する1名については、田口晃史町長が当選されましたので、ここで告知いたします。

承諾されたものと認めます。

日程第12. 町長あいさつ

○議長（甲斐 政治君） 日程第12、町長あいさつを行います。

さきに行われました町長選挙後、最初の議会になりますので、ここで町長よりごあいさつをいただきたいと思っております。町長。

○町長（田口 晃史君） ごあいさつを申し上げます。まず、今回の統一地方選挙におきまして、

木城町議会議員に当選をされました皆様に対し、衷心よりお祝いとお喜びを申し上げます。なお、今後、町の発展と住民の福利の向上に特段のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、私ごとではありますが、同じくさきの選挙におきまして当選を果たすことができました。初心に返って町の行財政の安定はもちろんであります、町の発展と町民皆様の福祉の向上に全力で取り組む決意であります。

議員皆様のご指導を切にお願い申し上げ、ごあいさつといたします。失礼いたしました。

○議長（甲斐 政治君） 町長のごあいさつが終わりました。

日程第 1 3 . 議案第 2 6 号

日程第 1 4 . 議案第 2 7 号

日程第 1 5 . 議案第 2 8 号

日程第 1 6 . 議案第 2 9 号

日程第 1 7 . 議案第 3 0 号

日程第 1 8 . 議案第 3 1 号

日程第 1 9 . 議案第 3 2 号

日程第 2 0 . 議案第 3 3 号

日程第 2 1 . 議案第 3 4 号

○議長（甲斐 政治君） それでは、これより議案上程を行います。

提出されました日程第 1 3、議案第 2 6 号から日程第 2 1、議案第 3 4 号に至る議案について朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成 2 3 年第 3 回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはなにかとご多様の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第 2 6 号から議案第 3 4 号に至る 9 議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 2 6 号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

平成 2 1 年 1 0 月から平成 2 3 年 3 月までの間、暫定的に引き上げられてきた出産育児一時金の支給額について、平成 2 3 年 4 月から恒久化することに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年 3 月 3 1 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これ

を報告し承認を求めるものであります。

改正点は、出産育児一時金の額を35万円から39万円に改定するものであります。

議案第27号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部が改正され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

主な改正点は、医療分の基礎課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税限度額を10万円から12万円に引き上げるものであります。

議案第28号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成22年度木城町一般会計補正予算（第11号）であります。

地方交付税、地方譲与税等の交付決定が3月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第11号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,400万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,800万円にするものであります。

歳入の主なものは、町税4,752万1,000円、地方消費税交付金705万5,000円、地方交付税1,945万3,000円、諸収入1,415万5,000円、自動車取得税交付金減額547万6,000円、国庫支出金減額723万3,000円、県支出金減額143万1,000円、町債減額380万円等であります。

歳出の主なものは、総務費8,560万円、予備費9,135万4,000円、民生費減額2,508万5,000円、衛生費減額902万2,000円、農林水産業費減額2,956万9,000円、消防費減額1,196万8,000円等であります。

議案第29号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

国庫支出金、県支出金等の交付決定が3月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第5号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,960万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,640万円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金 864 万 4,000 円、県支出金 354 万 7,000 円、国民健康保険税減額 103 万 5,000 円等であります。

歳出は、予備費 3,960 万円であります。

議案第 30 号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成 22 年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

水道管理費の確定が 3 月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第 4 号）は、予算の総額に変更はなく、歳出で簡易水道費減額 72 万円、予備費 72 万円であります。

議案第 31 号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成 22 年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

使用料及び手数料等の決定が 3 月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第 4 号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,800 万円にするものであります。

歳入は、使用料及び手数料 181 万 4,000 円、繰入金減額 381 万 4,000 円であります。

歳出は、公共下水道費減額 241 万 4,000 円、予備費 41 万 4,000 円であります。

議案第 32 号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成 22 年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）であります。

後期高齢者医療保険料の決定が 3 月末にありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第 4 号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 567 万 2,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,501 万 8,000 円にするものであります。

歳入の主なものは、諸収入 33 万 6,000 円、後期高齢者医療保険料減額 610 万 4,000 円等であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額 567 万 2,000 円であります。

議案第 33 号は、工事請負変更契約についてであります。

平成 22 年度まちづくり交付金事業コミュニティ多目的広場設置工事に当たり、工事内容に変更が生じたため、163 万 1,000 円を増額し変更契約するもので、地方自治法第 96 条第

1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 4 号は、監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任しておりました中竹義一議員の任期が、平成 2 3 年 4 月 3 0 日で満了となりましたが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第 1 9 6 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますが、ご審議をいただき、議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 2. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治君） 日程第 2 2、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 2 6 号から議案第 3 4 号については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第 2 6 号から議案第 3 4 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 2 3. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治君） 日程第 2 3、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第 2 6 号から議案第 3 3 号に至る議案に対し、1 議案ごとの質疑を行います。

なお、議案第 3 4 号については、審議の関係上、議案第 2 6 号から議案第 3 3 号に至る議案に対する質疑・討論・採決を行った後に質疑を行うことにいたします。

まず、議案第 2 6 号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第 2 6 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 2 7 号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第 2 7 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町一般会計補正予算第11号）を議題といたします。

議案第28号に対する質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 33ページですが、木城温泉館湯らら余剰金99万9,000円、川原自然公園運営余剰金59万9,000円出ていますが、大変これは喜ばしいことではありますが、余剰金の返還は指定管理者とどのような取り決めをしているのか企画課長にお伺いいたします。

○議長（甲斐 政治君） 企画課長。

○企画課長（間古田辰郎君） これについては、年次契約と5年間の契約を結んでいます。基本的には、返すということにはなっておりませんが、余剰金が出た場合は、平成20年に補助金を増しました。その関係で、当初の段階の補助金にいくまでは余剰金が出た場合は返すと、そういうふうをお願いしております。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 56ページです。予備費で、9,135万4,000円で計で1億205万2,000円になってますが、予備費の予算に占める割合はどれくらいが適正と考えているのか、財政課長にお伺いします。

○議長（甲斐 政治君） 財政課長。

○財政課長（中竹 憲俊君） 質問にお答えいたします。幾らが適切かということよりか、これは最終予算でございますので、全体の歳入の剰余金を積み立てと予備費のほうに繰り上げておりますけれども、これは次年度の財源となりますので、約1億円前後を例年見込んでおるところです。

以上です。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。9番。

○議員（9番 中竹 義一君） 51ページですけれども、消防施設費の中で、負担金の中で、当初22年度東児湯消防組合負担金で9,750万円ほど支出しておりますけれども、その中で513万1,000円の減額になっておりますが、これはどういう理由であるか。

それと、火災警報器設置補助金ということで町は1台当たり5,000円ですかね、1軒当たりだしておりますけれども、101万6,000円の減額でありますけれども、それだけ取りつけがなされてなかったのか。それとも、それだけ充当しておるのか。そして、普及率は今現在どうなっているのかということを伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政治君） 総務課長。

○総務課長（半渡 英俊君） まず、51ページ、東児湯消防組合負担金のことについてお答えをいたします。消防組合負担金につきましては、当初9,240万4,000円で見込んでおりましたが、結果として8,727万3,000円ということで、その差額513万1,000円を今回減額をしたということでございます。

それから、次に火災警報器設置補助金の関係であります。昨年から今年度までこの補助金を今町民の方々に周知をして取り付けをお願いをしているところであります。当初、800世帯で見込んでおりましたが、実際656世帯が実績で上がってきておりますので、その分を今回減額をいたしました。

なお、この火災警報器につきましては、設置義務が法でなされておりますので、今年度、平成23年度も引き続き最終年度として町民の方々にオフトーク等を通じてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。9番。

○議員（9番 中竹 義一君） ということは、当初の見込みよりも500万円ぐらい少なかったという理由ですか。

○議長（甲斐 政治君） 総務課長。

○総務課長（半渡 英俊君） 東児湯組合負担金につきましては、そのようなことでございます。

それから、参考までに火災警報器につきましては、当初見込みよりか100万円程度見込み減ということでございました。

以上です。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） 45ページの予防接種費、子宮頸がんワクチン助成金ですが、この減額については当初予定しとった中学生を対象ということで始めたんですが、人数が減っているのか。また、これほど希望がなかったのか。内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（甲斐 政治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（石井 雄二君） 子宮頸がんワクチンについては、昨年10月に補正をして計上したところであります。子宮頸がんワクチンが減額している理由ですが、ワクチンが不足しているというのと、あと平成23年度から全額自己負担なしで接種できるということもありまして、若干、年度途中、年度末のほうから接種促進を余り呼びかけなかったということがあります。ちなみに、平成22年度につきましては、中学1年から中学3年まで対象にしておりますが、平成23年については中学1年から高校3年まで対象として全額負担ということで、ことが暫定的ではありますが、高校3年までというのは、ということでワクチンの不足並びに制度が変わ

ったということで減額をしております。

以上です。

○議長（甲斐 政治君） ほかに。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） せっかくの助成事業を始めたわけですが、確かにワクチン不足等もあったのかなと思いますけど、ちなみにいろいろ町民のほうに聞くと、まだまだPR不足の部分も多少あるみたいですので、そこ辺も十分周知徹底していただいて実施をしていただきたいと。

以上です。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 先ほどの予備費の件ですが、通常予備費は予算の大体1,000分の1か2ぐらいと思っているんですけど、それについての説明をお願いします。

○議長（甲斐 政治君） 財政課長。

○財政課長（中竹 憲俊君） 当初予算では、そのような数字も出てきますけど、これは最終予算でございますので、来年度の資源も考えて一応この額で計上をしております。

以上です。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 以上で本案に対する質疑を終わります。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号）を議題といたします。

議案第29号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号）を議題といたします。

議案第30号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号）を議題といたします。

議案第31号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）を議題といたします。

議案第32号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号工事請負変更契約についてを議題といたします。

議案第33号に対する質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 増額となっていますが、なぜなったのか。また、工期はいつごろまでかかるのかをお伺いします。

○議長（甲斐 政治君） 企画課長。

○企画課長（間古田辰郎君） 変更理由なんですけれども、総体的には変わっておりませんけども、あの中に当初設計では街灯を2カ所見ていたんですけれども、便所側と畜魂碑があるところですね。それで、消防の操法の練習とか祭りとかいろいろな夜のイベントのときに暗いということで、2つ追加しております。それが主な理由でございます。

工期については、6月30日を予定しております。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） いろいろなイベントとか、消防の操法の練習をされるために使われると思うんですが、以前に委員会で聞いたんですが、植栽というか木ですね、周りに木陰になるような木というのは結構植えてるんですかね。

○議長（甲斐 政治君） 企画課長。

○企画課長（間古田辰郎君） 植栽については、一応5本程度計上しております。植栽については、5本見ております。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。3番。

○議員（3番 原 博君） 5本で間に合うという考えですね。それと、操法大会の練習には、これは6月30日だったんですが間に合うんですかね。

○議長（甲斐 政治君） 企画課長。

○企画課長（間古田辰郎君） 6月30日が工期なんですけれども、ほぼ完了する予定でございます。

それと、中身について若干舗装していないところがあるんですけれども、これについても先週入札が終わっておりますので、操法大会には間に合わせる予定でしております。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

以上で、議案第26号から議案第33号に対する質疑を終わります。

これより、議案第26号から議案第33号について、議案番号順に従い、討論・採決を行います。

なお、採決は起立によることにいたします。

まず、議案第26号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第27号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第28号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町一般会計補正予算第11号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第5号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算 第4号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第31号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町下水道事業特別会計補正予算 第4号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めるについて（平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第33号工事請負変更契約についてを議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中竹義一君の退場を求めます。

〔9番 中竹 義一君 退場〕

○議長（甲斐 政治君） これより質疑に入ります。

議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 質疑なしと認めます。

これより、議案第34号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） 討論がありませんので採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治君） 賛成全員。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

中竹義一君の着席を求めます。

〔9番 中竹 義一君 着席〕

○議長（甲斐 政治君） ただいま、監査委員に選任されました中竹義一君が議場におられますので、同意されたことを告知いたします。

日程第24. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治君） 日程第24、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員会から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から特定の事件の調査について閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成23年第3回木城町議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆様は控え室のほうにお願いいたします。

○事務局長（横田 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員